

## 審査体制等に関するプロセスガイドラインの改定について（案）

## 1. 改正趣旨

民間事業者選定に際しての審査体制については、審査委員会に係わるガイドラインの表現を改定すべきとの指摘が P F I 推進委員等からなされており、今般、「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン」について、所要の改定を行うもの。

## 2. 改正案

現 行	改 正 案
<p>ステップ 4 . 民間事業者の募集、評価・選定、公表 4 - 1 民間事業者の募集、評価・選定 (審査方法)</p> <p>(11) 民間事業者の選定に当たって、客観的判断能力のある外部のコンサルタント等の活用を図ることも有効である。また、事業提案の内容審査において有識者等からなる審査委員会を設けて意見を聴くことも一つの方法である。</p> <p>外部のコンサルタント等を活用する場合は、上記 1 - 1 (6) に留意する。</p> <p>また、審査委員会を設ける場合、次の点について留意する。</p> <p>ア 審査委員会委員を事前に公表すること。 イ 審査委員会の位置付けを明確にすること。</p> <p>ウ 設計等の技術的評価の定量化を図り、各項目について複数の委員による評価を行う等、評価の客観性を確保するような措置を講じること。</p>	<p>ステップ 4 . 民間事業者の募集、評価・選定、公表 4 - 1 民間事業者の募集、評価・選定 (審査方法)</p> <p>(11) 民間事業者の選定に当たって、客観的判断能力のある外部のコンサルタント等の活用を図ることも有効である。また、事業提案の内容審査において有識者等からなる審査委員会を設けて意見を聴くことも一つの方法である。</p> <p>外部のコンサルタント等の活用を図ることが有効な場合としては、<u>例えば公共施設等の管理者等が、事業提案につき要求水準を満たすか否かの審査を行う際に活用すること等が考えられるが、この場合、上記 1 - 1 (6) に留意する。</u></p> <p>また、審査委員会を設ける場合、次の点について留意する。</p> <p>ア 審査委員会委員を事前に公表すること。 イ <u>審査委員会の位置付け及び審査委員会で審査する事項を明確にし、事前に公表すること。</u> ウ <u>審査委員会の審査の効率性及び実効性を確保するため、提案の内容の要約版を応募者に提示させる等の工夫を行うこと。</u> エ 設計等の技術的評価の定量化を図り、各項目について複数の委員による評価を行う等、評価の客観性を確保するような措置を講じること。 オ 審査委員会で審査する事項のうち専門性の高</p>

なお、いずれの場合においても、民間事業者の選定に対する意思決定の責任、説明責任は公共施設等の管理者等にあることに留意する。

いものについては、当該事項の専門性を踏まえた審査委員を選定し、専門分野ごとに審査を行うこと。

カ 審査委員会での審査に当たっては、十分な時間的余裕を持って審査できるよう配慮すること。

なお、いずれの場合においても、民間事業者の選定に対する意思決定の責任、説明責任は公共施設等の管理者等にあることに留意する。